

# 案

## 建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 奥白髪林道改良工事（明許）
- 2 工 事 場 所 高知県 長岡郡 本山町 奥白髪山国有林23林班
- 3 工 期 令和 年 月 日 から  
令和 9 年 1 月 29 日 まで
- 4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 6 契約保証金額 請負代金額の10分の 1以上
- 7 前 金 払 請負代金額の10分の 4以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会  
〔 〕 建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち  
適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕 主任技術者	第10条第1項第2号
	〔 〕 監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
	中間前金払	第35条第5項
	部分払 回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

10 解体工事に要する費用等 別紙3のとおり

11 建設発生土の搬出先等 仕様書に定めるとおり

なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8年 4月24日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

**【紙契約方式の場合】**

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

**【電子契約システムの場合】**

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者（住所） 高知県長岡郡本山町本山850

（氏名） 分任支出負担行為担当官

嶺北森林管理署長 牧尾 幸之助 印

受注者（住所）

（氏名）

### 別紙 3

#### 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

##### 1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (            )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない

##### 2 解体工事に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_円(税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。  
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。  
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

##### 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
有筋コンクリート殻		

(注) 建設現場において再資源化する場合には、記載不要。

##### 4 再資源化等に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_円(税抜き)

- (注) 運搬費を含む。

## 工種別数量内訳書

工事名 奥白髪林道改良工事（明許）

工事区分・工種・種別・細別	数量	単位	摘要
林道開設・改良	1	式	
林道土工	1	式	
作業土工	1	式	
床掘り（礫質土）	429	m3	
掘削土処理工	1	式	
掘削土運搬処理	386	m3	
舗装工	1	式	
舗装準備工	1	式	
不陸整正	1,430.6	m2	
コンクリート路面工	1	式	
コンクリート路面	1,430.6	m2	
上層路盤工	1,430.6	m2	
目地板	19.4	m2	
排水構造物工	1	式	
横断工	1	式	
RC横断溝(30)	4.2	m	
袖コンクリート	1.7	m3	
構造物撤去工	1	式	
構造物取壊し工	1	式	
コンクリート構造物取壊し（有筋コンクリート）	3.7	m3	
運搬処理工	1	式	
殻運搬処理（有筋コンクリート）	3.7	m3	
産業廃棄物処理（有筋コンクリート）	4.9	t	
標識工	1	式	
小型標識工	1	式	
標識板	1	枚	
直接工事費	1	式	
共通仮設費計	1	式	
共通仮設費（積上げ分計）	1	式	
技術管理費	1	式	
共通仮設費（率計上）	1	式	
純工事費	1	式	
現場管理費	1	式	
工事原価	1	式	
一般管理費等	1	式	
一般管理費等計	1	式	
工事価格	1	式	
消費税相当額	1	式	
請負金額	1	式	

# 林道工事特記仕様書

本工事は、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年 3月30日  
付け28林整計第380号林野庁長官通知）によるほか、この特記仕  
様書によるものとする。

四国森林管理局

# 特記仕様書

[1] 幅員、切土、盛土、掘削土処理、土羽打の各工種については、林道工事定規図による。

[2] 幅員・側溝

幅員	側溝の有無及び形状	定規図適用番号	備 考
3.6m	無	1102	拡幅なし

[3] 切土

掘削作業による飛散・逸散率は下表以下としなければならない。

飛散等率	全工事区間	10%
------	-------	-----

[4] 掘削土処理

掘削土は、掘削土運搬処理とする。

区 分	区 間 等	備 考
運搬掘削土処理	BP ~ EP	掘削土処理場＝ EPより林道終点側へ800m

[5] 排水施設工

工 種	規 格	定規図適用番号	備 考
RC横断溝	30型	2700・2702	

[6] その他の工種

工 種	規 格	定規図適用番号	備 考
袖コンクリート	w=1,000	2800・2802	

[7] コンクリート

(1) 生コンクリート

区 分	粗骨材の 最大寸法(mm)	スランプ (cm)	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	セメントの種類	水セメント比 % (以下)
無筋用	40	8	18	高炉セメント(BB)	60

[8] 材料採取

種 類	入手区分	規 格	備 考
基礎栗石	購 入	5~15cm	RC横断溝、袖コンクリート

[9] 工事に伴い生じる根株、伐採木及び末木枝条の取り扱いについて

1. 工事現場内における林地への自然還元を図るに当たっては、根株等が雨水等により下流へ流失する恐れがないように安定した状態となるように利用するものとする。
2. 根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土は原則として盛土材料としてはならない。

[10] 産業廃棄物

工事施工中に生じる産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年建設省経建発第3号)に基づき、中間処理場又は最終処理場への運搬処理等を行うこと。

[11] 指定事項

1. 現場事務所は設置しなければならない。
2. 工事の起点付近に林道施設名板(B)を設置すること。
3. 工区とは、工事箇所 of 林道起点から工事箇所の終点までとする。

[12] 持続可能な森林経営から生産された合法材の利用促進

1. 木材

- (1) 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
- (2) 前記(1)の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し、確認を受けること。
- (3) 現場で発生した支障木等を利用する場合は、監督職員の指示に従うとともに、必要な手続きを行うこと。

2. 工事看板等

- (1) 工事看板又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行者から認知される場

所に設置し、工事の実施に関し周知させること。

(2) 工事看板又は工事を周知する掲示物は、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を表記すること。

[13] 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指す。

なお、詳細は「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

[14] 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

本工事については、建設資材の需給状況のひっ迫が生じ、通常の調達地域外から資材を調達せざるを得ない場合、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について適切と判断した場合は設計変更の対象とする。

[15] 余裕期間を見込んだ工事について

受注者は余裕期間内に資材の工事現場への搬入、仮設物の設置及び工事の施工等を行ってはならない。なお、余裕期間内に工事着手する場合は、監督職員との協議の上、施工計画書の変更に基づく工事工程表への工事着手日の記入及び配置技術者の届出を行わなければならない。

[16] 現場環境の整備（快適トイレの設置）

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(18)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1)洋式便座
- (2)水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3)臭い逆流防止機能
- (4)容易に開かない施錠機能
- (5)照明設備
- (6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

**【推奨する仕様、付属品】**

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- (18) 付属品等の木質化

## 2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当（10,000円／基・月）を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※ 「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする

## 3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

### [17] デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の

改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受発注者間協議によりデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する。）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

#### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」と称する。）は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(3)黑板」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していることとする。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

#### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(3)黑板」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

#### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取り扱いは、森林整備保全事業工事写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施(6)」で規定されている画像編集には該当しない。

#### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は、URL「[http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステ

ム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

#### [18] 週休2日の取組

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

1. 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。
2. 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。
  - (1) 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - (2) 対象期間とは、工事着手から工事完成までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - (3) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

ただし、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
  - (4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
  - (5) 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年 3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第

1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

(6) 工事完成とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(16)に規定する「工事完成」をいう。

3. 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が月単位の4週8休以上でない場合は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除いた変更を行うものとする。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休以上でなかったときは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02

防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

表 3

名 称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02

道路反射鏡設置工	設置	1. 0 1	1. 0 0
	撤去	1. 0 4	1. 0 2
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1. 0 4	1. 0 2

4. 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日取得計画（実績）書を作成し、休日取得計画書にあつては施工計画書提出時に、休日取得実績書にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完成后）までに速やかに監督職員へ提出する。
5. 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
6. 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年 3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
7. 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組むアンケートについて記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
8. 工事完成后、4週8休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書を発行する。

[19] 不陸整正及び路盤工

(1) 使用機械は下記を標準とする

施 工 区 分	機 種	規 格
不陸整正及び路盤工	モータグレーダー ロードローラ タイヤローラ	3.1m マカダム10t～12t 8t～20t

(2) 路盤材料の規格

工 種	規 格	備 考
路盤工	RM-30	再生粒度調整砕石を使用する

(3) 土質試験

路盤工厚の決定については、C B R 試験を当初及び土質の変化時に実施することとする。

[20] コンクリート路面工

工 種	規 格	定規図適用番号	備 考
コンクリート路面工	t=15cm	別添定規図	舗装用金網 D6-150×150

- (1) 舗装用金網は、径6mmの異形鋼棒を1㎡当たり3kgを標準として用いるものとし、その位置は板厚のほぼ中央に配置するものとする。ただし、収縮目地装置を設置する箇所については版厚のほぼ1/3の位置に配置するものとする。
- (2) 舗装用金網は、縁部におけるかぶりを10cm程度とし、単位金網間の合わせしろは20cm程度とする。
- (3) 伸縮目地は8.0m程度に1箇所設置すること。
- (4) スペーサは1㎡当たり4個以上配置すること。
- (5) 生コンクリート

区 分	粗骨材の最大寸法(mm)	スランプ(cm)	圧縮強度(N/mm <sup>2</sup> )	セメントの種類	水セメント比%(以下)
舗 装 用	40	8.0	30.0	高炉セメント(BB)	50

[21] 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

2. 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間(休工日含む)を含めた工期をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場

製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期内の真夏日（休工日については、真夏日として計上しない。）  
÷工期

3. 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

4. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議のうえ、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

4. (1)の気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。

ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、補正方法を決定するものとする。

補正後の気温(℃)＝気温(℃)－標高差(m)×0.6／100(m)

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m)＝工事現場の標高(m)－計測箇所の標高(m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

※標高差は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

5. 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6. 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%)＝真夏日率×補正係数※

※補正係数：1.2

[22] 情報共有システムの活用工事について

1. 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用工事である。
2. 情報共有システムは、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」（四国森林管理局ホームページに掲載）によるものとする。
3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
4. 費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。

[23] 工事現場等における遠隔臨場について

本工事は「工事現場等における遠隔臨場に関する試行工事」（以下「本試行工事」という。）であり、受注者がその実施を希望する場合は次によるものとする。

1. 実施方法

本試行工事は、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、材料検査、立会等の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場の実施にあたっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）によるものとする。

※試行要領は四国森林管理局ホームページに掲載

2. 効果把握のためのアンケート調査

本試行工事の効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事の受注者を対象にアンケート調査を発注者が求めた場合は協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

[24] 電子納品について

1. 本工事は、電子納品対象工事とする。ただし、受注者がやむを得ない理由により紙による提出を希望する場合は、受発注者間で協議のうえ、決定する。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子成果品で納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、林野庁「森林整備保全事業電子納品ガイドライン令和4年1月」（以下「ガイドライン」という。）に基づき作成されたものを指す。

※「ガイドライン」は四国森林管理局ホームページに掲載

2. 電子成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成し、電子媒体及び電子媒体納品書を提出する。
3. 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
4. 電子成果品については最新の国土交通省「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが

検出されていないことを確認したうえで提出するものとする。

[25] 山間奥地の通信圏外における緊急時の通信機器について

1. 本工事は、山間奥地の通信圏外における緊急時の安全対策及び遠隔臨場を実施する場合、携帯電話等以外の通信機器（衛星携帯電話、衛星通信サービス等）を活用する経費について、監督職員と協議し、変更契約において必要な費用を計上する工事である。
2. 受注者は、工事着手前に監督職員と現場における通信手段の内容について現地状況等に基づき協議を行い、通信手段等を決定する。この場合、携帯電話等（携帯電話、業務無線、有線）による通話・通信が可能な箇所においては、衛星携帯電話について費用負担の対象外とするが、衛星通信サービスによる遠隔臨場を実施する場合については、衛星通信サービスの費用を負担するものとする。
3. 携帯電話等による通話が可能か否かの判断は、現場事務所を基本とするが、施工現場と現場事務所が離れている場合などは、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
4. 携帯電話による通信が困難な場合であって、遠隔臨場を実施する場合は衛星通信サービス等を利用するものとする。経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。すでに購入済み等によりリース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認のうえ、積算例を参考に1日あたりの損料を算出して、現場供用日数に応じた機器の費用を支払うものとし、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。なお、現場管理費及び一般管理費等率の対象とする。  
また、携帯電話等による通信が困難な場合であって、遠隔臨場を実施しない場合は、衛星携帯電話を利用するものとする。経費は衛星携帯電話のリース又は購入のいかんを問わず、衛星携帯電話の賃料及び基本料金を月数に応じて支払うものとし、単価については四国森林管理局ホームページの公売入札情報等において公表している。なお、これらの経費については共通仮設費の安全費に積み上げ計上し、現場管理費及び一般管理費等率の対象とするが、通話料については費用負担の対象外とする。
5. 対象期間の始期及び終期については、監督職員と協議のうえ決定するものとし、衛星携帯電話を使用する場合は、日数が15日以上の場合は1ヶ月として計算するが、15日に満たない場合は計上しない。  
また、衛星通信サービスでリース不可の場合の機器の費用については、日数で計算するものとする。

6. 衛星通信サービス等を利用した遠隔臨場を実施する場合は、重複して衛星携帯電話を使用する場合であっても、衛星携帯電話の費用は負担しないものとする。

積算例（基礎価格が7万3千円の場合）

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(15)
基礎価格 (例)	標準仕様 年数	年間標準 供用日数	維持修理 費率	年間管理 費率	残存率	換算供用1日 当たり損料
73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	134円

[26] ウィークリースタンスについて

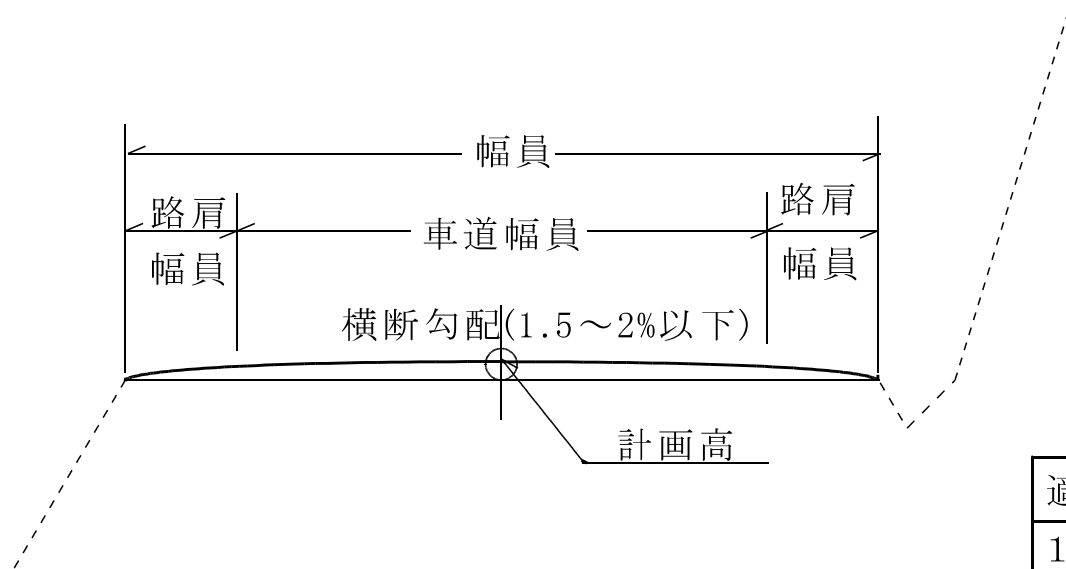
本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

※「ウィークリースタンス実施要領」は四国森林管理局ホームページに掲載

[27] 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の費用について

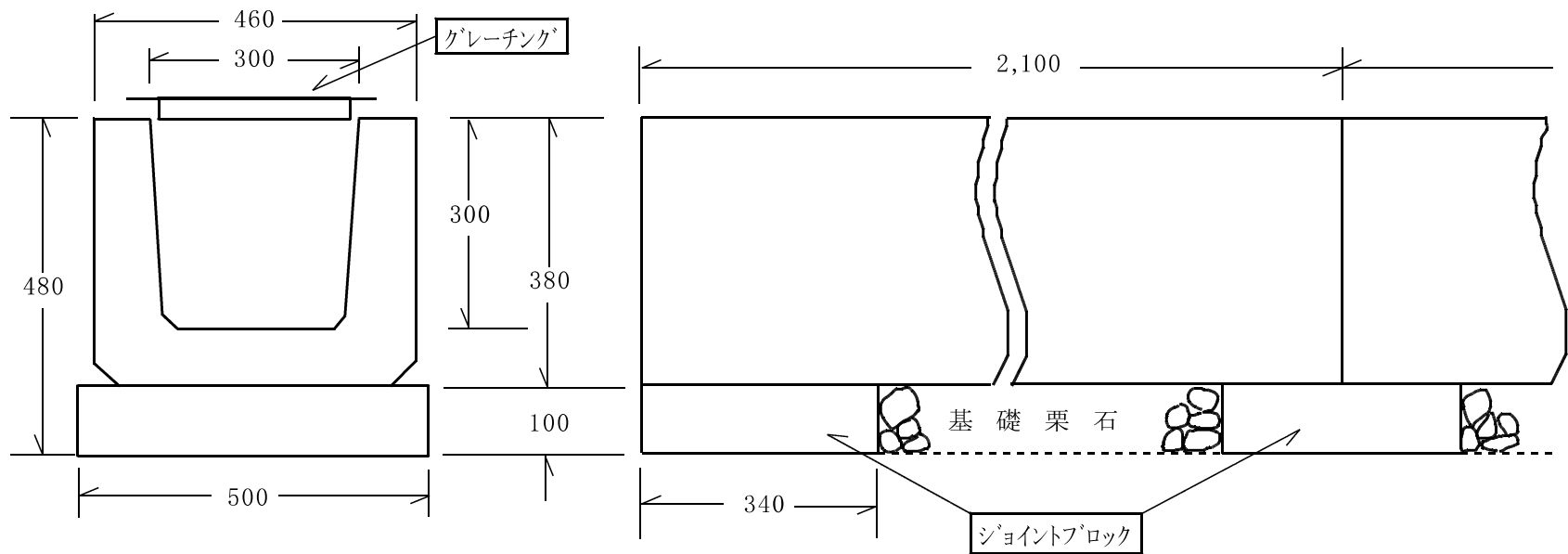
1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに、省人化建設機械（チルトローテータ）を用いて施工を行う工種について発注者と協議を行い、協議が整った場合は設計変更の対象とし、森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領により計上することとする。
2. 施工実態調査等を実施する場合は、これに協力すること。

1100	幅員
------	----



適用番号	車道幅員	路肩幅員	幅員
1101	2,000	500	3,000
1102	3,000	300	3,600
1103	3,000	500	4,000
1104	4,000	500	5,000

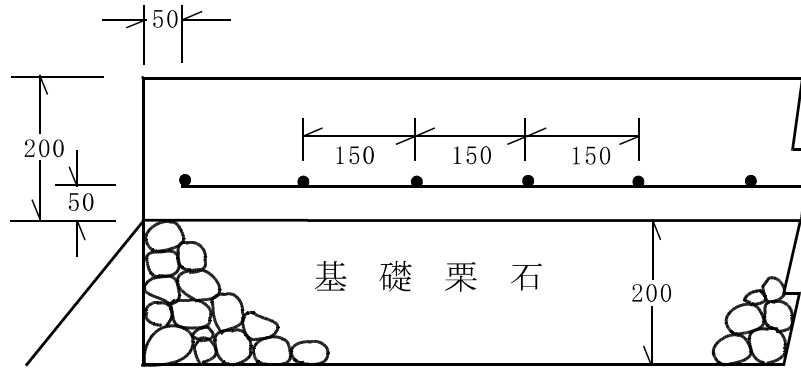
2700	横断溝	2702	RC横断溝(30)
------	-----	------	-----------



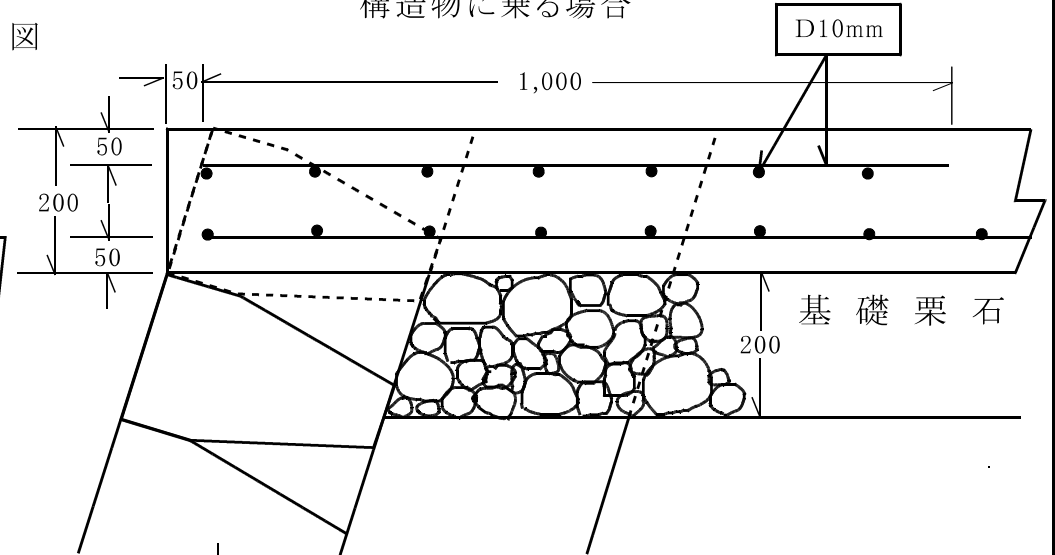
	区 分	材 料	型 式	規 格 等
工 場 製 品	ドレ ン	鉄筋コンクリート	30型	1個当たり L=2,100
	グレーチング	鋼 製	A2型	100×75×7 塗装仕上げ
	ジョイントブロック	鉄筋コンクリート		100×340×500

2800 袖コンクリート

配筋図

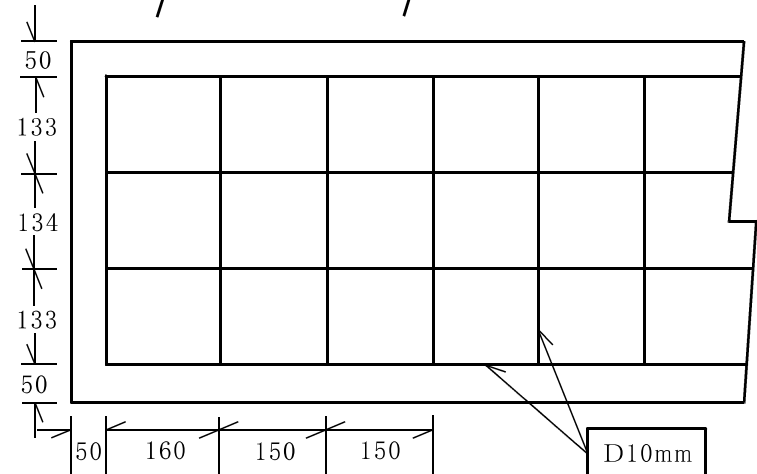
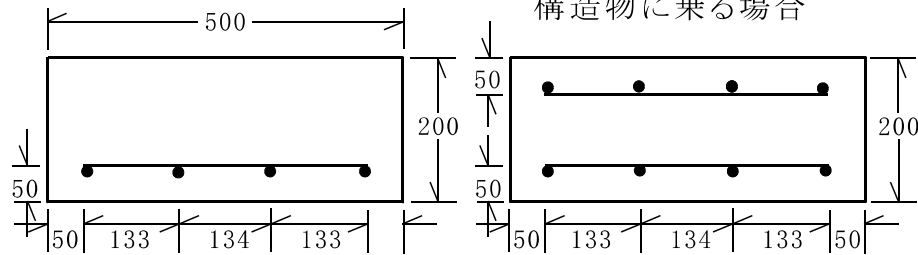


構造物に乗る場合



2801 袖コンクリート(500)

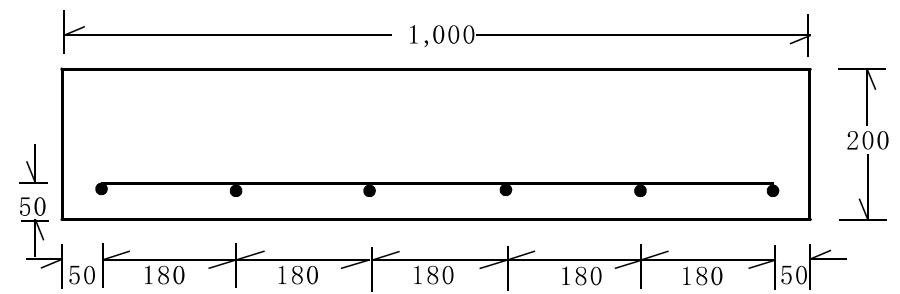
構造物に乗る場合



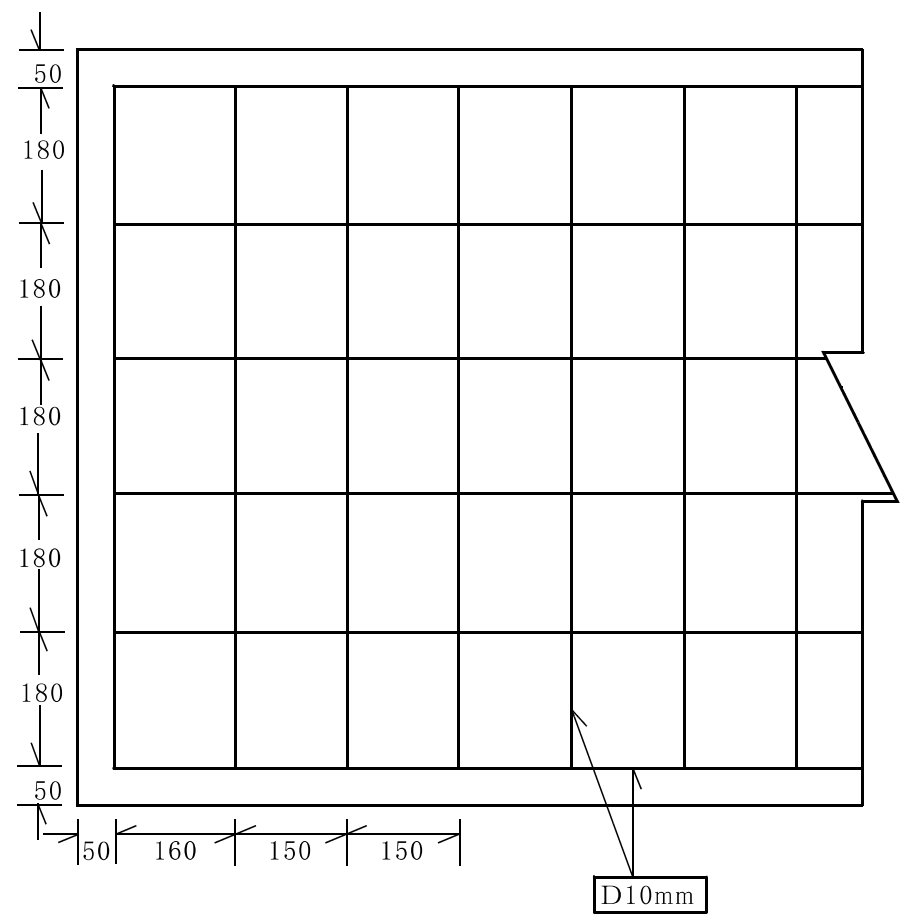
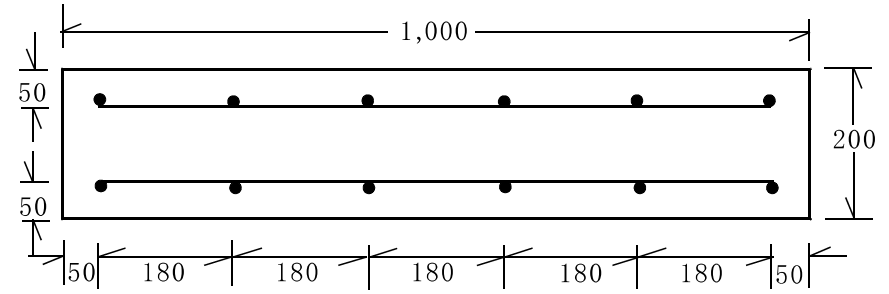
2802 袖コンクリート(1000)

鉄 筋 量 (単位 kg)

	L=0.5m	L=1.0m	備 考
上部鉄筋	3.89	6.97	片側1.0m当たり
下部鉄筋	3.89	6.97	片側1.0m当たり

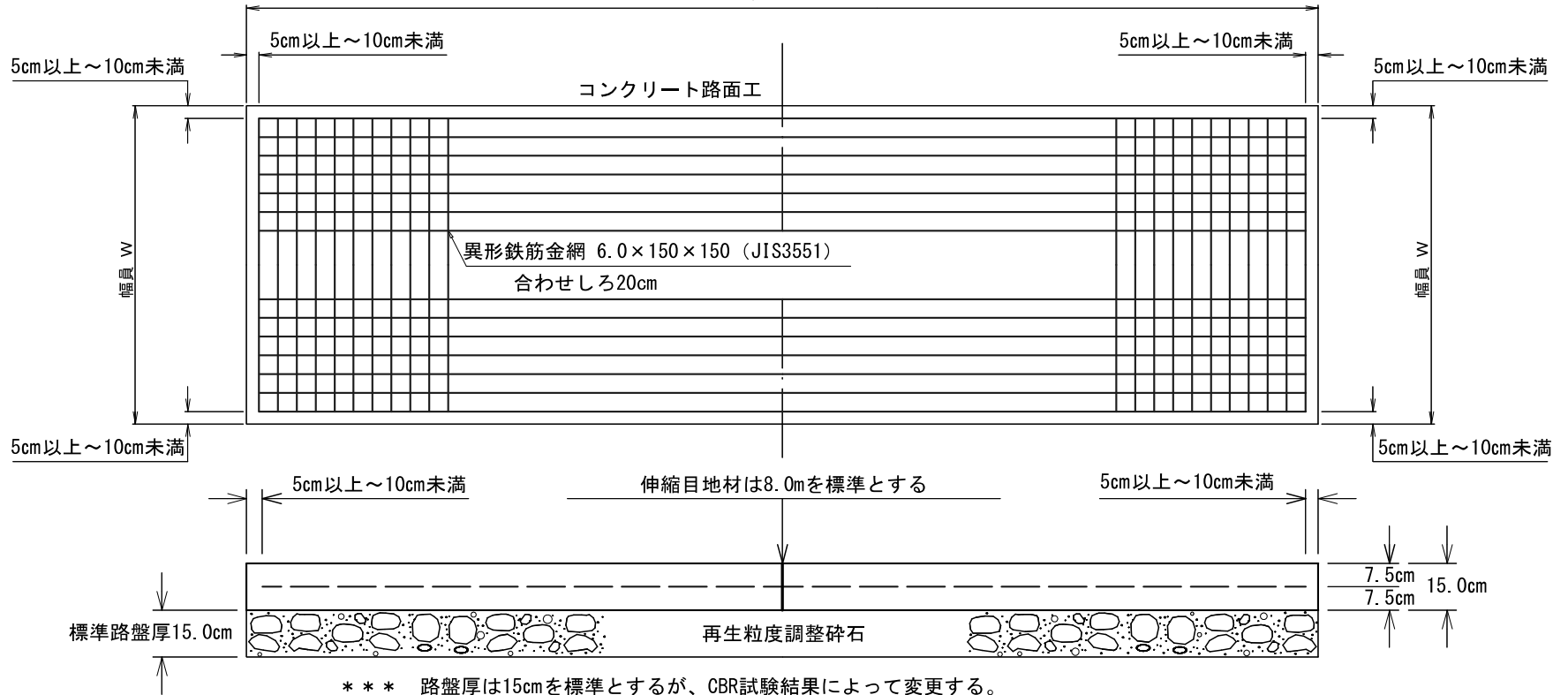


構造物に乗る場合

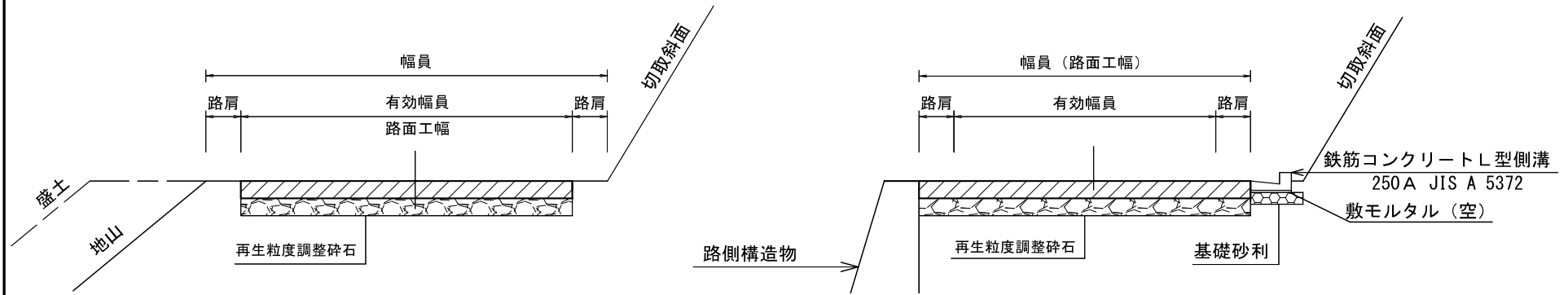


# コンクリート路面工

延長  $\Sigma L$

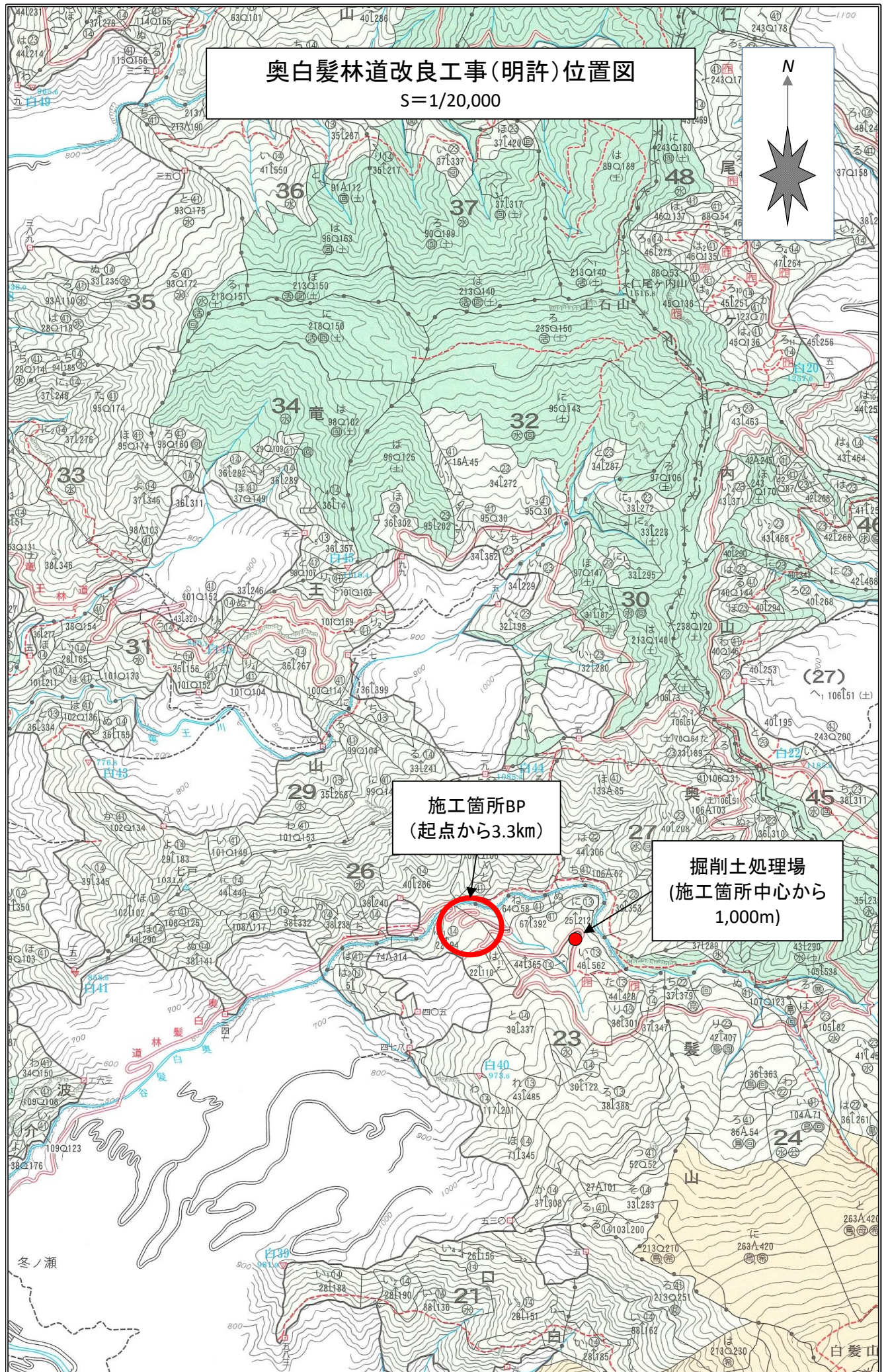
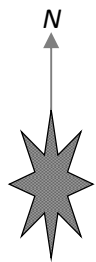


- \*\*\* 路盤厚は15cmを標準とするが、CBR試験結果によって変更する。
- \*\*\* 路盤厚が30cm以上の場合は、上層路盤と下層路盤に区分する。
- \*\*\* スペーサは、1㎡当り4個以上配置する。



# 奥白髪林道改良工事(明許)位置図

S=1/20,000



施工箇所BP  
(起点から3.3km)

掘削土処理場  
(施工箇所中心から  
1,000m)

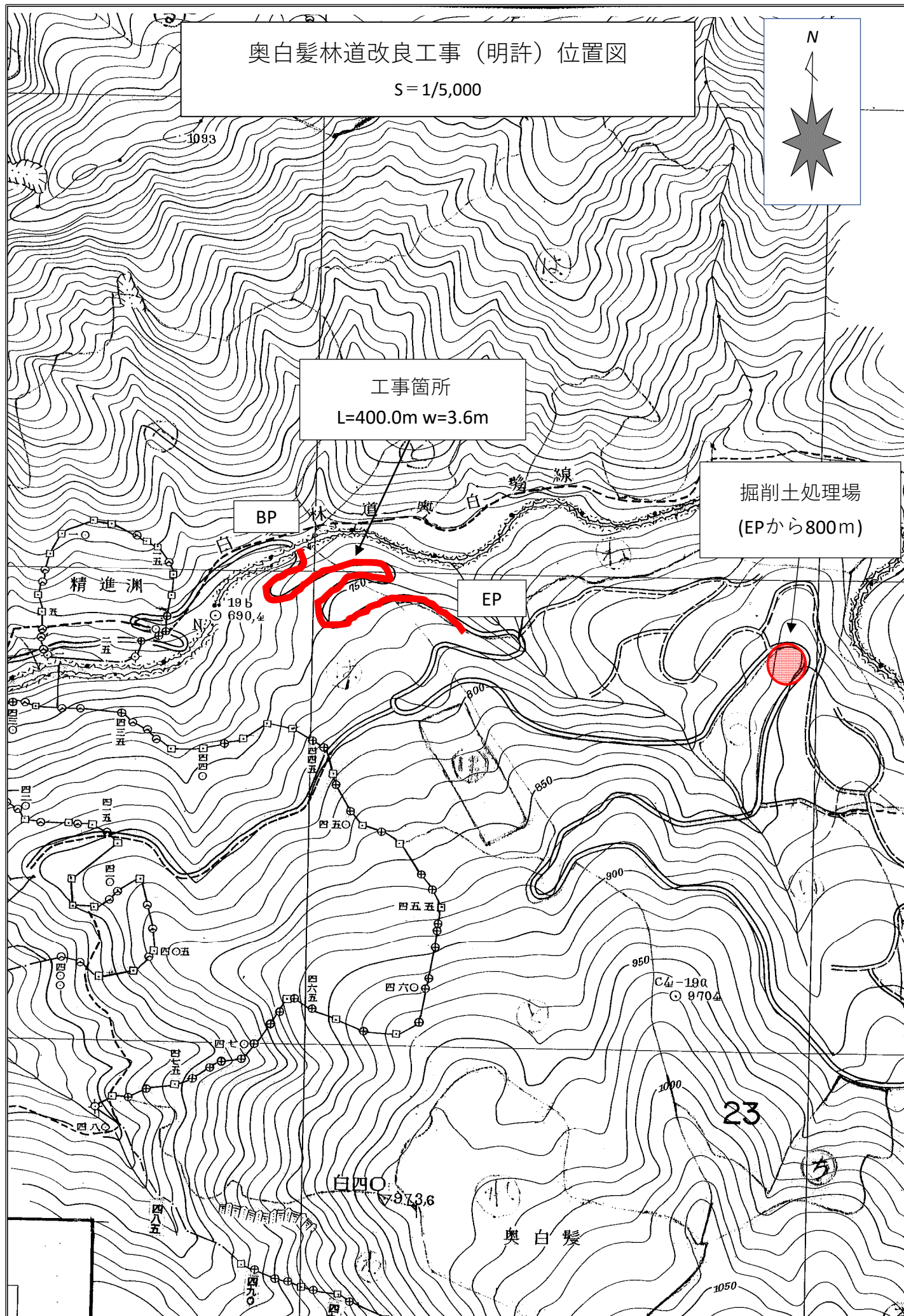
奥白髪林道改良工事（明許）位置図

S = 1/5,000



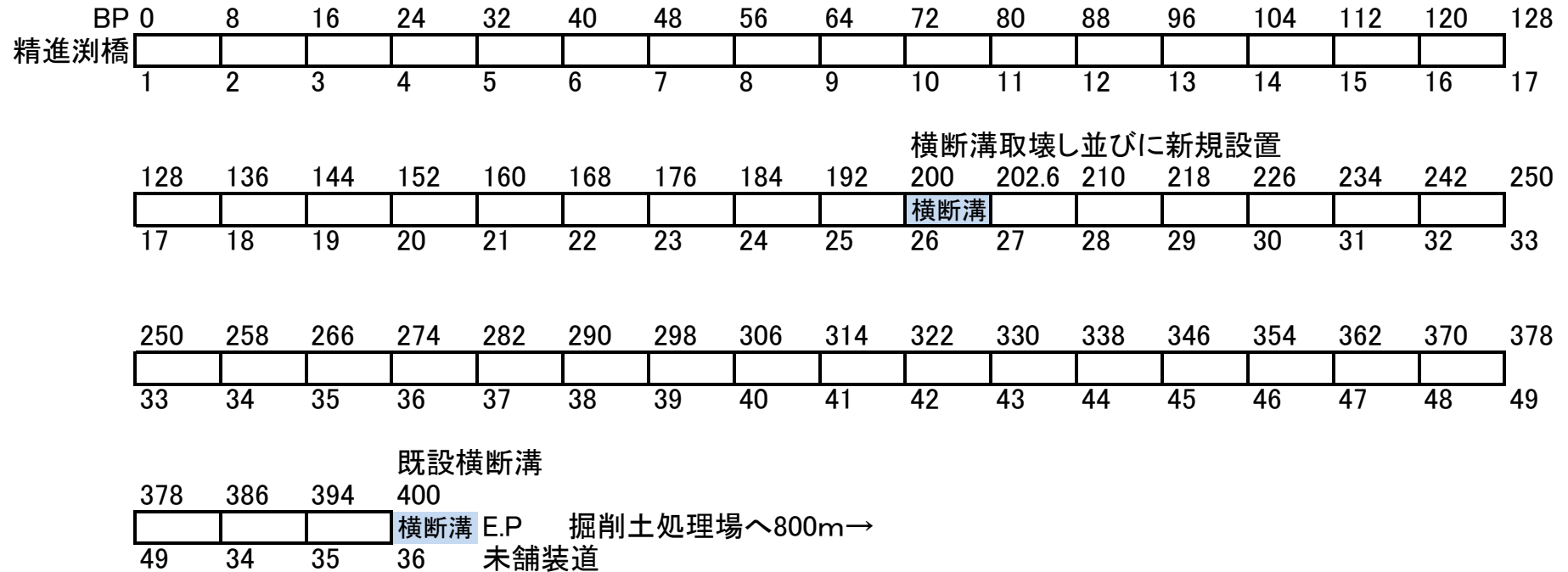
工事箇所  
L=400.0m w=3.6m

掘削土処理場  
(EPから800m)



# 展開図

奥白髪林道改良

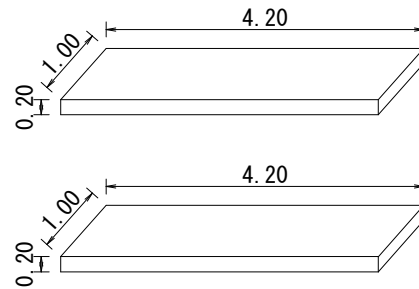


コンクリート路面工 (m<sup>2</sup>)

測点	w=3.6	エラス個数	エラス面積
BP~EP	400.0	36	19.44
計	1440.0	36	19.44

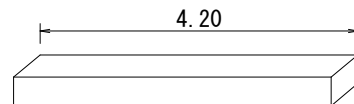
※伸縮目地材面積(h=0.15)

既設 袖コンクリート取り壊し



$$1.00 \times 0.20 \times 4.20 \times 2 \text{箇所} = 1.68\text{m}^3 \text{ (有筋コンクリート)}$$
$$1.68\text{m}^3 \times 2.35\text{t/m}^3 = 3.95\text{t}$$

既設 RC横断溝 (30) 取り壊し



$$0.47\text{t}/2.1\text{m(本)} \times 2 = 0.94\text{t} \text{ (有筋コンクリート)}$$
$$0.94\text{t} \div 2.50\text{t/m}^3 = 0.38\text{m}^3$$

$$\text{計 } 3.95 + 0.94 = 4.89\text{t}$$
$$1.68 + 2.06 = 3.74\text{m}^3$$